

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月27日

【届出者の氏名又は名称】 ピーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー
(BCPE Neon Cayman, L.P.)

【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱309

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【代理人の氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 西村 修一
同 田村 優

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 石内 鴻壮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ピーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー(BCPE Neon Cayman, L.P.)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ボードルアをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年8月19日付で提出した公開買付届出書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

4 買付け等の目的

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

() 判断の内容

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

() 検討の経緯及び判断内容

9 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

5 大量保有報告書等の提出状況

(2) 特別関係者が提出した書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

4 【買付け等の目的】

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

() 判断の内容

(訂正前)

< 前略 >

- (g) 本公開買付価格(2,970円)に付されたプレミアムは、類似事例との比較において必ずしも高い水準にあるとはいえないものの、対象者株式の直近の株価推移や高いPBR水準等を踏まえれば、当該プレミアムの水準のみをもって本公開買付価格の妥当性を否定的に評価することは適切ではないこと

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

- (g) 本公開買付価格(2,970円)は、本公開買付けに係る対象者取締役会決議日である2026年8月18日の前営業日である2026年8月17日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日の終値2,861円に対して3.81%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値2,855円に対して4.03%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値2,683円に対して10.70%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値2,347円に対して26.54%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアム水準は、他社の類似取引事例(注)におけるプレミアム率の平均値及び中央値と比較すると必ずしも高い水準にあるとはいえないものの、()対象者株式の市場株価が直近3ヶ月において一定の上昇傾向を示していることからすれば、本公開買付価格に付されたプレミアムの水準を評価するにあたっては、足元の市場株価のみならず、より長期的な株価推移を反映する直近6ヶ月間のプレミアムも相応に勘案することが適切であることや、()基準日時点の対象者のPBRが10倍を上回る水準にあるところ、一般にPBRが高い銘柄については、既に株式市場において企業価値が相応に高く評価されているため、公開買付けに際して市場株価に対して付されるプレミアム率が相対的に低くなる傾向があると考えられること等を踏まえれば、当該プレミアムの水準のみをもって本公開買付価格の妥当性を否定的に評価することは適切ではないこと

(注) 経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である2019年6月28日以降に公表され、かつ、2026年8月18日までに成立した、上場会社を対象としたマネジメント・バイアウト(MBO)による非公開化を企図した公開買付けの事例115件におけるプレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が45.4%、直近1ヶ月間が48.4%、直近3ヶ月間が51.1%、直近6ヶ月間が51.7%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日が41.8%、直近1ヶ月間が43.4%、直近3ヶ月間が46.1%、直近6ヶ月間が48.0%とのことです。

< 後略 >

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

() 検討の経緯及び判断内容

(訂正前)

< 前略 >

() 対象者株式の市場価格に対するプレミアム

本公開買付価格である2,970円は、本公開買付けを決定した2026年8月18日の前営業日である2026年8月17日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日の終値2,861円に対して3.81%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値2,855円に対して4.03%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値2,683円に対して10.70%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値2,347円に対して26.54%のプレミアムが加算されたものである。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

() 対象者株式の市場価格に対するプレミアム

本公開買付価格である2,970円は、本公開買付けに係る対象者取締役会決議日である2026年8月18日の前営業日である2026年8月17日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日の終値2,861円に対して3.81%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値2,855円に対して4.03%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値2,683円に対して10.70%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値2,347円に対して26.54%のプレミアムが加算されたものである。

< 後略 >

9 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

< 前略 >

(注) 上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる金銭が含まれています。なお、本取引に要する資金には、本公開買付けにおける買付け等に要する資金に加え、並行買付けに要する資金である82,190,951,353円(本株式譲渡契約に定める1株当たりの譲渡金額である2,350円に本譲渡株式の数(ただし、本譲渡株式(程島氏)のうち、2026年7月31日現在残存する本譲渡予約権の目的となる株式数(181,200株)を除きます。)17,758,400株を乗じた金額)が含まれております。

(訂正後)

< 前略 >

(注) 上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる金銭が含まれています。なお、本取引に要する資金には、本公開買付けにおける買付け等に要する資金に加え、並行買付けに要する資金である41,732,240,000円(本株式譲渡契約に定める1株当たりの譲渡金額である2,350円に本譲渡株式の数(ただし、本譲渡株式(程島氏)のうち、2026年7月31日現在残存する本譲渡予約権の目的となる株式数(181,200株)を除きます。)17,758,400株を乗じた金額)が含まれております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

5 【大量保有報告書等の提出状況】

(2) 特別関係者が提出した書類

富永 重寛

(訂正前)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月3日
訂正報告書	2021年12月7日
変更報告書No. 1	2022年5月13日
訂正報告書	2022年5月13日
変更報告書No. 2	2022年8月4日
変更報告書No. 3	2023年1月6日
変更報告書No. 4	2023年7月21日
変更報告書No. 5	2023年12月13日
訂正報告書	2023年12月13日
変更報告書No. 6	2024年1月16日
訂正報告書	2024年1月19日
変更報告書No. 7	2024年12月5日
変更報告書No. 8	2026年1月5日
訂正報告書	2026年1月9日
変更報告書No. 9	2026年1月9日
変更報告書No.10	法定の提出期限である2026年8月25日までに提出予定

(注) なお、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、富永氏は、株式譲渡契約(富永氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(富永氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(富永氏)との合意その他の方法により、本担保権(富永氏)を解除又は消滅させる旨を合意しており、これらの担保権の解除又は消滅をさせた場合には、法令に従い、これに伴う変更報告書を法定の提出期限までに提出する予定です。

(訂正後)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月 3 日
訂正報告書	2021年12月 7 日
変更報告書No. 1	2022年 5 月13日
訂正報告書	2022年 5 月13日
変更報告書No. 2	2022年 8 月 4 日
変更報告書No. 3	2023年 1 月 6 日
変更報告書No. 4	2023年 7 月21日
変更報告書No. 5	2023年12月13日
訂正報告書	2023年12月13日
変更報告書No. 6	2024年 1 月16日
訂正報告書	2024年 1 月19日
変更報告書No. 7	2024年12月 5 日
変更報告書No. 8	2026年 1 月 5 日
訂正報告書	2026年 1 月 9 日
変更報告書No. 9	2026年 1 月 9 日
変更報告書No.10	2026年 8 月26日

(注1) 変更報告書No.10は、法定の提出期限である2026年 8 月25日までに提出予定でしたが、2026年 8 月26日に提出されております。

(注2) なお、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、富永氏は、株式譲渡契約(富永氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(富永氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(富永氏)との合意その他の方法により、本担保権(富永氏)を解除又は消滅させる旨を合意しており、これらの担保権の解除又は消滅をさせた場合には、法令に従い、これに伴う変更報告書を法定の提出期限までに提出する予定です。

藤井 和也
(訂正前)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月 3 日
訂正報告書	2021年12月 7 日
変更報告書No. 1	2021年12月28日
変更報告書No. 2	2022年 8 月 4 日
変更報告書No. 3	2022年11月 8 日
変更報告書No. 4	2024年 1 月15日
変更報告書No. 5	2024年12月 5 日
変更報告書No. 6	法定の提出期限である2026年 8 月25日までに提出予定

(注) なお、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、藤井氏は、株式譲渡契約(藤井氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(藤井氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(藤井氏)との合意その他の方法により、本担保権(藤井氏)を解除又は消滅させる旨を合意しており、これらの担保権の解除又は消滅をさせた場合には、法令に従い、これに伴う変更報告書を法定の提出期限までに提出する予定です。

(訂正後)

書類の名称	提出年月日
大量保有報告書	2021年12月 3 日
訂正報告書	2021年12月 7 日
変更報告書No. 1	2021年12月28日
変更報告書No. 2	2022年 8 月 4 日
変更報告書No. 3	2022年11月 8 日
変更報告書No. 4	2024年 1 月15日
変更報告書No. 5	2024年12月 5 日
変更報告書No. 6	2026年 8 月26日

(注1) 変更報告書No. 6 は、法定の提出期限である2026年 8 月25日までに提出予定でしたが、2026年 8 月26日に提出されております。

(注2) なお、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、藤井氏は、株式譲渡契約(藤井氏)において、本決済開始日の前日までに、本担保権(藤井氏)の被担保債権に係る債務の弁済、本金融機関(藤井氏)との合意その他の方法により、本担保権(藤井氏)を解除又は消滅させる旨を合意しており、これらの担保権の解除又は消滅をさせた場合には、法令に従い、これに伴う変更報告書を法定の提出期限までに提出する予定です。